



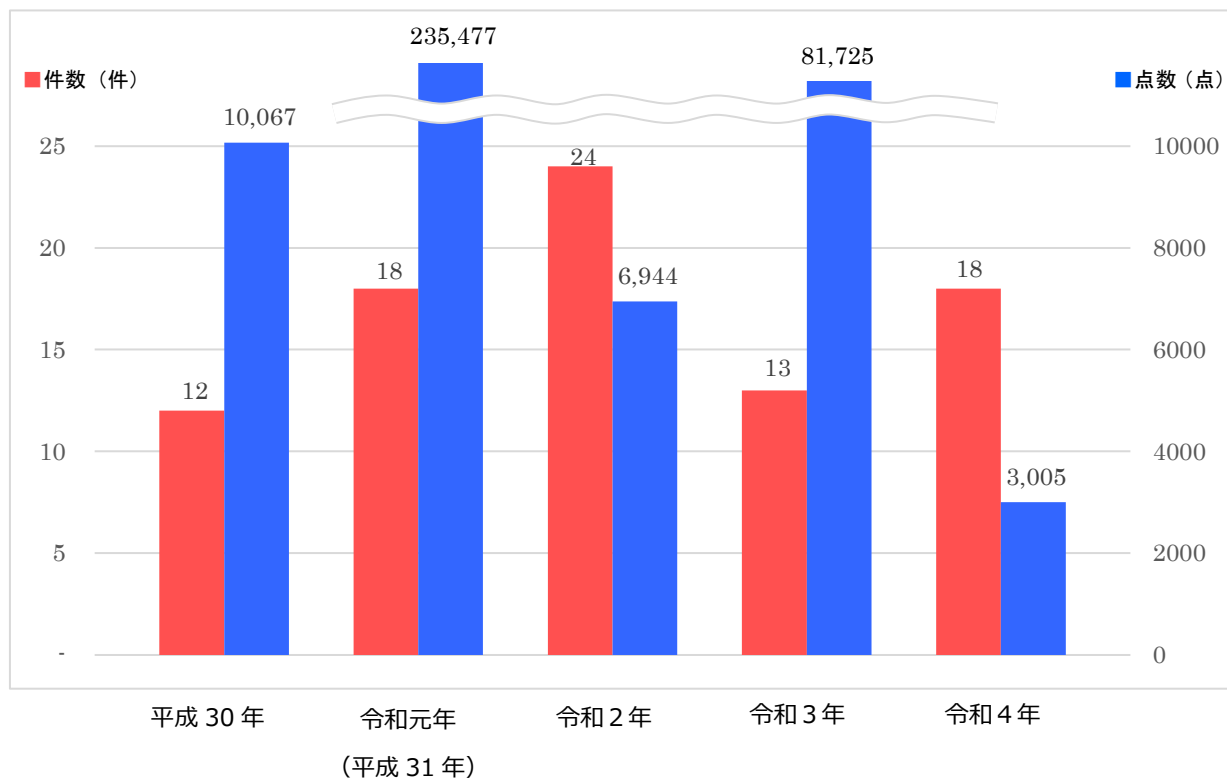
輸入差止件数が前年比約40%の増加

(令和4年の神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況)

神戸税関は、令和4年の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成30年～令和4年）

令和4年に神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、18件（前年は13件）、3,005点（前年は81,725点）であり、輸入差止件数は、前年比約40%の増加となりました。



(注) 「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

(参考) 令和4年における輸出差止件数は1件、同差止点数は1点でした。(令和3年は1件)

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 の規定により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等により処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 令和 4 年における差止めの状況（詳細は、5. 資料参照）

（1）仕出国（地域）別：中国仕出しの貨物からの発見が 10 件（56%）

仕出国別では、近年の全国の差止め傾向と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 10 件（前年は 12 件）で最多となっており、全体の半数以上を占めました。

（2）権利別：商標権を侵害するものが 14 件（74%）

権利別では、前年同様、商標権を侵害するものが 14 件（前年は 11 件）と大きな割合を占めています。その他、著作権を侵害するものが 3 件（前年は 0 件）、特許権を侵害するものが 2 件（前年は 1 件）でした。

（3）品目別：衣類が 6 件（26%）と最多

主な品目別の件数では、衣類が 6 件、布製品、バッグ類及び帽子類が 2 件でした。

主な品目別の点数では、運動用具が 1,536 点、衣類が 765 点、布製品が 319 点でした。

（注）各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等のある「形あるアイデア」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽 CD 等の「著作物」

著作隣接権：レコード会社により制作された「音楽 CD（日本での販売が禁止されている海外版音楽 CD を取締り）」

回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」





育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

（例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置）

4. 差止品目例

マグカップ（商標権）	靴下（商標権）
	
帽子（商標権）	ぬいぐるみ（著作権）
	

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部 税関広報広聴室 078-333-3028



5. 資料

(1) 仕出国（地域）別

国名	件数	点数
中国	10	1,986
バングラデシュ	1	598
ベトナム	1	367
パキスタン	1	46
アラブ首長国連邦	1	2
ドイツ	1	2
トルコ	1	2
イタリア	1	1
米国	1	1
合計	18	3,005

(2) 権利別

権利	件数	点数
特許権	2	1,745
商標権	14	1,214
著作権	3	46
合計	18	3,005

(3) 品目別

品名	件数	点数
衣類	6	765
布製品	2	319
バッグ類	2	89
帽子類	2	2
運動用具	1	1,536
玩具類	1	42
身辺細貨類	1	16
家具類	1	2
キーホルダー類	1	2
コンピュータ製品	1	2
家庭用雑貨	1	1
自動車付属品	1	1
その他	3	228
合計	23	3,005

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注2) 1事案で複数の品目がある場合、件数・点数はそれぞれの品目に計上しています。

(例) 1事案で衣類2点、バッグ類3点の場合・・・衣類1件2点、バッグ類1件3点と計上。

「模倣品の水際取締り強化!」

模倣品の 水際取締り強化!

令和4年(2022年)10月1日施行



個人で使用する場合であっても、
海外の事業者から
送付される模倣品

(商標権又は意匠権を侵害するもの)は、
輸入できません!!



買う人は、
失う人。 No!
コピー商品

FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

